

2 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による処分をすることができない。

- 一 我が国が行う同種の要請に応ずる旨の当該外国金融先物規制当局の保証がないとき。
- 二 当該外国金融先物規制当局の要請に基づき当該処分をすることが我が国の金融市場に重大な悪影響を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき。
- 三 当該外国金融先物規制当局において、前項の規定による処分により提出された報告又は資料の内容が、その職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき。
- 3 第一項の協力の要請が外国金融先物規制当局による当該外国金融先物法令に基づく行政処分（当該処分を受ける者の権利を制限し、又はこれに義務を課すものに限る。）を目的とする場合には、当該要請に応するに当たつて、内閣総理大臣は、外務大臣に協議するものとする。
- 4 第一項の規定による処分により提出された報告又は資料については、その内容が外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。
- 5 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十一条の四中「金融先物取引及び金融先物取引等の受託等」を「取引所金融先物取引等及び金融先物取引の受託等」に改め、同条を第百四十二条とする。

第九十一条の三の三第一項第二十一号から第二十四号までを次のように改める。

二十一 第百十五条の規定による免許又は第百三十五条第一項の規定による承認

二十二 第百三十三条第一項若しくは第二項の規定による第百十五条の免許の取消し又は第百三十三条第一項若しくは第百三十六条の規定による第百三十五条第一項の承認の取消し

二十三 第百三十三条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二十四 第百三十四条の規定による認可

第九十一条の三の三第三項中「第九十一条の五」を「第百四十三条」に改め、同条を第百四十一条とする。

第九十一条の三の二第五号及び第六号を次のように改める。

五 第百三十三条第一項若しくは第二項の規定による第百十五条の免許の取消し又は第百三十三条第一項若しくは第百三十六条の規定による第百三十五条第一項の承認の取消し

六 第百三十三条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

第九十一条の三の二を第百四十条とし、第九十一条の三を第百三十九条とする。

第九十一条の二中「金融先物取引等」を「金融先物取引」に改め、同条を第百三十八条とする。

第九十二条中「第七十九条又は第九十条の十九第一項」を「第八十七条又は第百三十三条第一項」に改め、同条を第百三十七条とする。

第五章中第九十条の二十二を第百三十六条とする。

第九十条の二十一第一項中「第九十条の二」を「第百十五条」に、「営む」を「行う」に改め、同条を第百三十五条とする。

第九十条の二十を第百二十四条とする。

第九十条の十九第一項中「第九十条の四第二項各号」を「第百十七条第二項各号」に改め、同条第二項中「第九十条の二の免許若しくは第九十条の六第二項ただし書若しくは第九十条の二十一第一項」を「第百十五条の免許若しくは第百十九条第二項ただし書若しくは第百三十五条第一項」に改め、同条を第百三十三条规定する。

第九十条の十八を第百三十二条とし、第九十条の十七を第百三十一条とし、第九十条の十六を第百三十条とし、第九十条の十五を第百二十九条とし、第九十条の十四を第百二十八条とする。

第九十条の十三中「第九十条の三第一項第二号」を「第百十六条第一項第二号」に改め、同条を第百二十一条とする。

第九十条の十二を第百二十六条とし、第九十条の十一の二を第百二十五条とし、第九十条の十一を第百二十四条とし、第九十条の十を第百二十三条とし、第九十条の九を第百二十二条とし、第九十条の八を第百二十二条とする。

第九十条の七第二項第二号中「第九十条の十」を「第百二十三条」に改め、同条を第百二十条とする。

第九十条の六第一項中「第九十条の十一の二第一項」を「第百二十五条第一項」に改め、同条第二項中「第九十条の十三、第九十条の十四及び第九十条の十九第一項」を「第百二十七条、第百二十八条及び第百三十二条第一項」に、「當む」を「行う」に改め、同条を第百十九条とする。

第九十条の五第一項中「第九十条の三第一項」を「第百十六条第一項」に改め、同条第二項中「第九十条の二」を「第百十五条」に改め、同条を第百十八条とする。

第九十条の四を第一百十七条とする。

第九十条の三第一項第五号中「當む」を「行う」に改め、同条を第一百六条とする。

第九十条の二中「當んでは」を「行つては」に改め、同条を第一百十五条とする。

第四章を次のように改める。

#### 第四章 金融先物取引業

##### 第一節 登録

###### (登録)

第五十六条 金融先物取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた後に掲げる者でなければ、行うことができる。  
い。

一 株式会社又は外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するもの  
二 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第一項の免許を受けた同法第四十七条第一項に規定する  
　　外国銀行（前号に該当する者を除く。）

三 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同

組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）

四 保険業法（平成七年法律第二百五号）第二条第五項に規定する相互会社（次条第一項第一号において「相互会社」という。）又は同法第二条第七項に規定する外国保険会社等（法人である者に限る。以下「外国保険会社等」という。）で第一号に該当する者以外のもの

（登録の申請）

第五十七条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 資本の額又は出資の総額（相互会社にあつては、基金の総額。第五十九条第一項第一号において同じ。）

三 役員（理事、取締役、執行役、監事、監査役又はこれらに準ずる者をいい、外国法人にあつては、国内における代表者を含む。以下この章（第七節を除く。）において同じ。）の氏名

四 営業所又は事務所の名称及び所在地

五 他に事業を行つているときは、その事業の種類

六 その他内閣府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第五十九条第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十二号までに該当しないことを誓約する書面

- 二 損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 前二号に掲げるもののほか、定款、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類

3 前項第三号の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（登録簿への登録）

第五十八条 内閣総理大臣は、第五十六条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により

登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を金融先物取引業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、金融先物取引業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第五十九条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第五十六条各号のいずれにも該当しない者

二 資本の額又は出資の総額が、公益又は委託者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人

三　純財産額（内閣府令で定めるところにより、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して算出した額をいう。）が前号に規定する金額に満たない法人

四　第八十二条第一項の規定に準じて算出した比率が百二十パーセントを下回る法人（銀行、協同組織金融機関、保険会社及び外国保険会社等を除く。）

五　他の金融先物取引業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の金融先物取引業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする法人

六　第十九条第二号又は第四号のいずれかに該当する法人

七　この法律、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）、農業協同組合法（昭和二十二年法律第一百三十二号）、証券取引法、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十三号）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第二百八十七号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、出資の

- 受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、銀行法、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）、資金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四十四号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、保険業法若しくは農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人
- 八 他に行つてゐる事業が第六十五条第一項に規定する業務に該当せず、かつ、当該事業を行うことが公益に反すると認められる法人又は当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために委託者等の保護に支障を生ずると認められる法人

九 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、登録申請者に対し理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者のある法人

イ 第十九条第五号イからハまで又はホからリまでのいずれかに該当する者

ロ 第七号に規定する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）

に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

十 個人である主要株主（登録申請者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）の子法人であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する

者のある法人（外国法人を除く。）

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者であつて、その法定代理人が前号イ又はロのいずれかに該当するもの

ロ 第十九条第五号ロ、ハ若しくはホからリまで又は前号ロのいずれかに該当する者

十一 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある法人（外国法人を除く。）

イ 第十九条第二号又は第四号のいずれかに該当する者

ロ 第七号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法人を代表する役員のうちに第九号イ又はロのいずれかに該当する者のある者

十二 主要株主に準ずる者が金融先物取引業の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがない者であることについて、外国の当局（外国金融先物規制当局その他政令で定める外国の法令を執行する当局をいう。）による確認が行われていない外国法人

十三 金融先物取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない法人

- 2 前項第十号から第十一号までの「主要株主」とは、法人の総株主又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この章において同じ。）の百分の二十（法人の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。第四項及び第六十一条第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。
- 3 第一項第十号の「子法人」とは、会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の法人をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子法人又は当該会社の一若しくは二以上の子法人がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の法人は、当該会社の子法人とみなす。
- 4 次の各号に掲げる場合における第一項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

- 一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、法人の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合 当該対象議決権
  - 二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が法人の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権
- 5 第二項及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
- 6 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
- (変更の届出)
- 第六十条 金融先物取引業者は、第五十七条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から一週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融先物取引業者登録簿に登録しなければならない。
- 3 金融先物取引業者は、第五十七条第二項第一号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変

更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

## 第二節 主要株主

### (対象議決権保有届出書の提出)

第六十一条 金融先物取引業者（外国法人を除く。以下この節において同じ。）の主要株主（第五十九条第二項に規定する主要株主をいう。以下この章において同じ。）となつた者は、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該金融先物取引業者の総株主又は総出資者の議決権の数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の対象議決権保有届出書には、第五十九条第一項第十号イ及びロ並びに第十一号イからハまでに該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

### (主要株主に対する措置命令等)

第六十二条 内閣総理大臣は、金融先物取引業者の主要株主が第五十九条第一項第十号イ若しくは第

十一号イからハまでのいづれかに該当する場合には、当該主要株主に対し三月以内の期間を定めて当該金融先物取引業者の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(主要株主でなくなつた旨の届出)

第六十三条 金融先物取引業者の主要株主は、当該金融先物取引業者の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(主要株主に関する規定の準用)

第六十四条 前三条の規定は、金融先物取引業者を子法人（第五十九条第三項に規定する子法人をいう。第八十五条第二項において同じ。）とする持株会社の株主又は出資者について準用する。

第二節 業務

(兼業の制限)

第六十五条 金融先物取引業者は、金融先物取引業のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 銀行法第十条（第二項第十三号を除く。）、第十一条及び第十二条に規定する銀行の業務
- 二 長期信用銀行法第六条（第二項第十号を除く。）及び第六条の一に規定する長期信用銀行の業務

三 証券取引法第三十四条第一項及び第二項（第二号を除く。）に規定する証券会社の業務又は外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第一項及び第二項（第二号を除く。）に規定する外国証券会社の業務

四 農林中央金庫法第五十四条（第四項第十五号を除く。）に規定する農林中央金庫の業務

五 商工組合中央金庫法第二十八条（第一項第十六号を除く。）、第二十八条ノ三から第二十八条ノ七まで及び第三十条に規定する商工組合中央金庫の業務

六 中小企業等協同組合法第九条の八（第二項第十六号を除く。）に規定する信用協同組合の業務又は同法第九条の九に規定する協同組合連合会の業務（同条第五項第一号に掲げる事業（同法第九条の八第二項第十六号に掲げる事業に限る。）を除く。）

七 信用金庫法第五十三条（第三項第十二号を除く。）に規定する信用金庫の業務又は同法第五十四条（第四項第十二号を除く。）に規定する信用金庫連合会の業務

八 労働金庫法第五十八条（第二項第十七号を除く。）に規定する労働金庫の業務又は同法第五十八条の二（第一項第十五号を除く。）に規定する労働金庫連合会の業務

九 農業協同組合法第十条（第六項第十二号を除く。）に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会の業務

十 水産業協同組合法第十二条（第三項第十一号を除く。）に規定する漁業協同組合の業務、同法第八十七条（第四項第十一号を除く。）に規定する漁業協同組合連合会の業務、同法第九十三条（第二項第十一号を除く。）に規定する水産加工業協同組合の業務又は同法第九十七条（第三項第十一号を除く。）に規定する水産加工業協同組合連合会の業務

十一 保険業法第九十七条、第九十八条（第一項第七号を除く。）、第九十九条及び第一百条に規定する保険会社の業務又は同法第一百九十九条において準用する同法第九十七条、第九十八条（第一項第七号を除く。）、第九十九条第一項、第二項及び第四項から第六項まで並びに第一百条に規定する外国保険会社等の業務

十二 商品取引所法第二条第十七項に規定する商品取引受託業務

十三 前各号に掲げるもののほか、政令で定める業務

2 金融先物取引業者は、前項の規定により行う業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を行うこと

ができる。

3 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を行うことが公益に反する  
と認められるとき、又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために委託者等の保護に支障が生  
ずると認められるとき限り、承認しないことができる。

4 金融先物取引業者は、第二項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内  
閣総理大臣に届け出なければならない。

5 金融先物取引業者は、第一項及び第二項の規定により行う業務のほか、他の業務を行うことができな  
い。

6 第五十七条第一項の登録申請書に申請者が第一項の規定により行う業務以外の業務を行う旨の記載があ  
る場合において、当該申請者が当該登録を受けたときには、当該業務を行うことにつき第二項の承認を受  
けたものとみなす。

(標識の掲示)

第六十六条 金融先物取引業者は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様

式の標識を掲示しなければならない。

2 金融先物取引業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第六十七条 金融先物取引業者は、自己の名義をもつて、他人に金融先物取引業を行わせてはならない。

(広告において表示すべき事項)

第六十八条 金融先物取引業者は、その行う金融先物取引業の内容について広告をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 金融先物取引業者の商号又は名称及び登録番号

二 金融先物取引の受託等について顧客から手数料を徴収する場合にあつては、その手数料の料率又は額

三 顧客が行う金融先物取引（第二条第二項第三号に掲げる取引にあつては金融オプションを使用することにより成立する同号イからハまでに掲げる取引をいい、同条第四項第三号に掲げる取引にあつては同号の権利を使用することにより成立する同号イ及びロに掲げる取引をいう。）の額（取引の対価の額又は約定数値に、その取引の件数又は数量を乗じて得た額をいう。）が、その取引について顧客が預託す